

指名競争入札の選定基準について

建設産業課

1 趣旨

広島県土木建築局が指名競争入札により発注する建設工事について、災害復旧工事等を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事等の実績を、選定基準の1つとして加えることができるようにする。

2 災害復旧工事等の定義

広島県土木建築局が発注し、過去4年間に引き渡しを受けた災害復旧工事（平成30年度災害に限らない）とし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づくもの、災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、特定緊急砂防事業、激甚災害対策特別緊急事業、河川等災害関連事業及び河川等災害復旧助成事業を対象とし、応急仮工事は対象外とする。

災害復旧工事等の実績は、令和3・4年度建設工事等入札参加資格者名簿作成時に決定し、2年毎に更新する。

3 対象工事

土木建築局が指名競争入札により発注する請負対象設計金額1,000万円未満の土木一式工事

4 適用期間

令和3年6月1日以降に指名する工事から実施する。

(対象部局：土木建築局)